

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第107号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表左京区役所、山科区役所及び右京区役所の款中「、山科区役所」を削り、同表東山区役所の款の後に次の1款を加える。

山科区役所 及び南区役 所	区民部	総務課	庶務係長 調査係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		市民税課	管理係長 市民税係長
		固定資産税 課	土地係長 家屋償却係長
		納税課	
福祉部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長	
	支援課	支援第一係長 支援第二係長	
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護 第三係長 保護第四係長 保護第五 係長	
	保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保 健係長	
保健部	健康づくり 推進課	管理係長 保健係長 普及係長 指 導係長	
	衛生課	環境衛生係長 食品衛生係長	

第1条第1項の表南区役所の款を削る。

第6条保健部の款健康づくり推進課の項第11号中「，結核」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)